

令和5年度大和町新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 町は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する医療機関を支援するため、一定回数以上の個別接種を実施する医療機関に対して、予算の範囲内において大和町新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、令和5年度（令和4年度からの繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱（令和5年4月28日厚生労働省発健0428第4号）、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について（令和5年4月28日健発0428第7号）及び補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「接種券」とは、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者に対して市町村が発行する券をいう。
- (2) 「予診票」とは、新型コロナウイルスワクチン接種前に医師が行う問診、検温等の診察等の結果を記載する書類をいう。
- (3) 「診療録」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第24条第1項に規定するものをいう。

(交付対象等)

第3 奨励金の交付要件、交付対象及び交付額は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

- (1) 大和町暴力団排除条例（平成25年大和町条例第6号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 町税に未納がある者

(交付の申請)

第4 奨励金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により、別に町長が定める日までに、令和5年度大和町新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付申請書（別記様式1、付表及び別記様式2。以下「交付申請書」という。）及び次項に規定する添付書類を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 別表に定める交付要件を満たす日または週における接種券が貼付された予診票の写し又は診療録の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類等

（交付申請の方法）

第5 奨励金の申請においては、大和町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成22年大和町条例第2号）に定める電磁的記録により申請書類の提出を行うことができるものとする。

（奨励金の交付決定）

第6 町長は、第4に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知により奨励金の交付申請をした者へ通知する。

（実績報告）

第7 第4に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第6に規定する交付決定通知は、規則第13条の規定による奨励金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

（交付決定の取消し等）

第8 町長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて、当該取消しに係る部分に関して返還を命ずるものとする。

- (1) 交付対象者の要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって交付を受け又は受けようとしたとき。
- (3) その他町長が交付の決定を取り消す必要があると認められたとき。

2 町長は、前項の規定により返還を命じた場合、交付申請をした者に対し書面により通知するものとする。

(関係書類等の保管)

第9 奨励金の交付を受けた者は、奨励金に関する書類を会計帳簿とともに、交付決定の日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により町長に提出する書類の部数は各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月7日から施行し、令和5年度予算に係る奨励金に適用する。

附 則 (令和5年8月17日大和町告示第108号)

この要綱は、令和5年8月17日から施行し、令和5年度予算に係る奨励金に適用する。

附 則 (令和6年2月1日大和町告示第9号)

この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和5年度予算に係る奨励金に適用する。

別表

	交付要件	交付対象	交付額
1	<p>週100回以上の接種を令和5年5月1日から7月2日まで、7月3日から8月31日まで、9月4日から11月5日まで、11月6日から12月31日まで、1月1日から3月3日までのそれぞれの期間中に4週間以上行う場合。</p> <p>この場合において、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（※）していること。</p>	診療所	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、2,000円／回
<p>※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することのほかに、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。</p> <p>時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間</p> <p>夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）</p> <p>休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日。なお、令和5年12月29日、30日及び31日並びに令和6年1月2日及び3日は、休日として取り扱う。</p> <p>加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）</p>			